

## テーマ4 消防力の強化

消防防災航空隊の機能強化や消防設備の整備、消防団員の確保と技術力の向上等により常備消防と消防団の充実・強化を図るなど、公助の取組を強化し、災害発生時的人的・物的被害の拡大を抑制します。

### 【基本目標1】常備消防力の充実・強化

消防署等の消防施設の非常用電源・燃料の確保や高規格救急自動車の導入等、消防設備の整備を促進します。

また、老朽化した消防防災ヘリコプターを更新し機体性能の向上を図るとともに、安全な飛行や探索・救助活動に資する装備を充実し、消防防災航空隊の機能を強化します。

### 【基本目標2】消防団の充実・強化

消防団への加入促進のための広報活動の強化や機能別、女性・学生消防団員制度の導入、消防団協力事業所の認定促進により団員の確保を図り、条例定数充足率を高めます。

また、消防学校において、消防団の管理運営や現場活動のあり方等についての教育訓練を実施し、防災に関する知識の習得と技術力の向上を図るとともに、津波災害時における活動マニュアルを策定し、活動中の安全管理を徹底します。



<b>基 本 目 標</b>	1. 常備消防力の充実・強化	地域防災計画の位置づけ				
<b>施 策</b>	(1) 消防設備の整備促進	第2編 第1章 第11節				
<b>取 組 ・ 事 業</b>	①消防施設の非常用電源、燃料の確保	火災予防計画				
<b>実 施 主 体</b>	市町村(消防本部)	県の担当部局	総務部総合防災課			
<b>【目 的】</b>						
災害時における停電時の通信手段の確保及び迅速な消防活動を行うため、災害時の非常用電源及び緊急車両等の燃料を確保する。						
<b>【内 容】</b>						
<p>○各消防本部では、災害時における停電時の自家発電機等の燃料について、地下タンク等の常設タンク・燃料補給車及び携行缶等の備蓄により、72時間の非常用電源を確保して、通信指令システム等の通信手段の稼働に支障がないようにするほか、緊急車両等の燃料についても、同様に確保し、迅速に出動できるようする。</p> <p>○また、備蓄に併せて、各署所の近隣の給油スタンドと災害時の優先給油協定の締結等により燃料等を確保し、72時間の活動に対応できるようする。</p>						
<b>【定性的目標】</b>						
災害時における非常用電源及び緊急車両の燃料等については、72時間の活動に対応できるよう確保する。						
<b>【防災・減災の効果】</b>						
非常用電源及び燃料等を確保することにより、迅速で適切な救助活動等の消防活動を実施することができる。						

<b>基 本 目 標</b>	<b>1. 常備消防力の充実・強化</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施 策</b>	(1) 消防設備の整備促進	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第11節</b>
<b>取 組 ・ 事 業</b>	(2) 高規格救急自動車の導入促進			<b>火災予防計画</b>
<b>実 施 主 体</b>	市町村（消防本部）	県の担当部局		総務部総合防災課

**【目 的】**

救急救命士が行う高度な救命措置を迅速に実施することができる高規格救急自動車の導入を促進することにより、救命率の向上を図る。

**【内 容】**

○各消防本部において、救急車を整備・更新する場合は、高規格救急自動車を導入する。

**<実施（予定）時期>**

平成28年度～平成32年度

**<計画実施前年度（平成27年度）実績>**

高規格救急自動車1台導入

<b>定 量 目 標</b>	<b>現 状</b>		<b>各 年 度 に お け る 目 標 値</b>				
	<b>H 2 6</b>	<b>H 2 7</b>	<b>H 2 8</b>	<b>H 2 9</b>	<b>H 3 0</b>	<b>H 3 1</b>	<b>H 3 2</b>
全県の救急車のうち高規格救急自動車の占める割合	84.7%	89.4%	89.4%	89.4%	90.6%	91.8%	92.9%

**【防災・減災の効果】**

救急現場から医療機関到着までに、救急救命士が高度な救命処置を行うことが可能になり、救命率の向上が図られる。

<b>基 本 目 標</b>	1. 常備消防力の充実・強化	地域防災計画の位置づけ		
<b>施 策</b>	(2) 消防防災航空隊の強化			第2編 第2章 第10節
<b>取 組 ・ 事 業</b>	①消防防災ヘリコプターの更新			消防防災ヘリコプター活動計画
<b>実 施 主 体</b>	県	県の担当部局	総務部総合防災課	

## 【目的】

老朽化した機体を更新とともに、安全な飛行や捜索・救助活動に資する装備を充実し、消防防災航空隊の機能強化を図る。

## 【内 容】

#### ○更新に伴い新たに装備する主な装置

- #### ・機体位置情報管理システム

大規模災害発災時に、本県及び他県の消防防災ヘリコプターの飛行位置を把握し、効率的な運用を実施することができる。

- #### • 空中衝突警告装置

同一空域に複数のヘリコプターが飛行する場合、接近するヘリコプターの位置を把握し操縦士に衝突の危険を警告し、安全な飛行を支援する。

#### ○更新に伴う機体等の性能の向上

- #### ・航続距離の向上

燃料タンクが大型化し、航続距離や飛行時間が向上する。

- ・機体の大型化により、搭載可能重量が向上する。

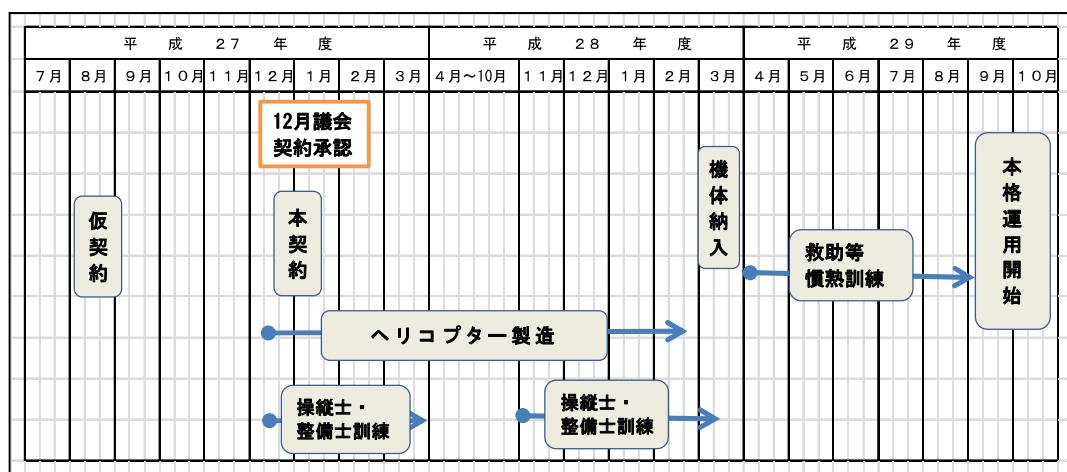
- #### ・消火タンク

積載可能水量が増加し、消火機能が向上する。

### ＜実施（予定）時期＞

平成27年度～平成29年度

## ＜実施スケジュール＞



## 【防災・減災の効果】

機体の更新や新たな装備による性能向上により、より安定した運航が可能となり、捜索・救助等の機能強化や災害時における人的被害が軽減される。

<b>基 本 目 標</b>	<b>1. 常備消防力の充実・強化</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施 策</b>	<b>(2) 消防防災航空隊の強化</b>	<b>第2編</b>	<b>第2章</b>	<b>第10節</b>
<b>取 組 ・ 事 業</b>	<b>②ドクターへリ等との連携強化</b>			<b>消防防災ヘリコプター活動計画</b>
<b>実 施 主 体</b>	<b>県</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>	

**【目 的】**

大規模災害時等多数の傷病者が発生した場合に、消防防災ヘリコプターやドクターへリ等が連携し、より効率的で安全な災害対応活動を実施する。

**【内 容】**

○緊急運航により消防防災ヘリコプターが出動する救助救急現場等において、消防防災ヘリコプターが救助した傷病者をドクターへリに引き継ぎ、医療機関へ搬送するなど、相互に協力・連携した応援体制を構築する。

**<実施（予定）時期>**

平成28年度～平成32年度

**【定性的目標】**

「秋田県ドクターへリ運航調整委員会」等を活用し、ドクターへリとの更なる連携強化を図るとともに、相互連携による救助事例を点検・検証し、より効率的で安全な救助・搬送体制を構築する。

**【防災・減災の効果】**

消防防災ヘリコプターとドクターへリの連携により、救助救急現場から医療機関へ医師の措置が行われての搬送が可能となるため、救命率の向上が図られる。

<b>基 本 目 標</b>	<b>2. 消防団の充実・強化</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施 策</b>	<b>(1) 消防団員の確保</b>			<b>第3編 第2章 第3節</b>
<b>取 組 ・ 事 業</b>	<b>①機能別、女性・学生団員の確保</b>			<b>火災予防計画</b>
<b>実 施 主 体</b>	<b>県・市町村</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>	

**【目 的】**

近年の社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員を確保することにより、消防団の充実・強化及び地域の防災力の強化を図る。

**【内 容】****【県】**

○県職員が消防団へ加入する場合、服務上職務免除扱いにし、報酬等を受領可能とするなど公務員の入団についての条件整備を行うほか、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を実施する。

**【市町村】**

○消防団の加入促進に向けた広報活動や機能別消防団、女性消防団、学生消防団、勤務地団員の制度等を導入し、団員の確保を図る。

**<実施（予定）時期>**

平成28年度～平成32年度

<b>定 量 目 標</b>	<b>現 状</b>		<b>各 年 度 に お け る 目 標 値</b>				
	<b>H 2 6</b>	<b>H 2 7</b>	<b>H 2 8</b>	<b>H 2 9</b>	<b>H 3 0</b>	<b>H 3 1</b>	<b>H 3 2</b>
消防団員の条例定数充足率	89.3%	89.9%	91.8%	93.0%	94.8%	95.7%	96.8%
機能別消防団等制度導入済み市町村数（※）	25	25					

※機能別消防団、女性団員、学生団員、勤務地団員の各制度のうち、いずれか1つを導入している市町村の数

**【防災・減災の効果】**

消防団員を確保することにより、消防団の充実強化が図られ、火災等の消火活動や大規模災害時の避難誘導・救助活動等に対する対応など地域防災力が強化される。

<b>基 本 目 標</b>	<b>2. 消防団の充実・強化</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施 策</b>	(1) 消防団員の確保	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第11節</b>
<b>取 組 ・ 事 業</b>	(2)消防団協力事業所の認定促進			<b>火災予防計画</b>
<b>実 施 主 体</b>	県・市町村	県の担当部局	<b>総務部総合防災課</b>	

**【目 的】**

被用者の消防団活動においては、所属する事業所の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所の認定をして、その貢献を社会的に評価することで、被用者の消防団への加入促進を図る。

**【内 容】****【県】**

○消防団協力事業所の優良事業者表彰や県発注工事の総合落札方式における加点評価の優遇措置など継続して実施する。

**【市町村】**

○消防団協力事業所表示制度の導入及び入札における消防団活動への協力を評価する取組、消防団協力事業所を広報で紹介する取組等を実施し、消防団協力事業所の増加を図る。

**<実施（予定）時期>**

平成28年度～平成32年度

<b>定 量 目 標</b>	<b>現 状</b>		<b>各 年 度 に お け る 目 標 値</b>				
	<b>H 2 6</b>	<b>H 2 7</b>	<b>H 2 8</b>	<b>H 2 9</b>	<b>H 3 0</b>	<b>H 3 1</b>	<b>H 3 2</b>
消防団協力事業所数	352	354	370	387	402	418	437

**【防災・減災の効果】**

消防団協力事業所が増加することにより、消防団員の増加が見込まれ、消防団の充実強化につながり、火災等の消火活動や大規模災害時の避難誘導・救助活動等に対する対応など地域防災力が強化される。

<b>基 本 目 標</b>	<b>2. 消防団の充実・強化</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施 策</b>	<b>(2) 消防団の技術力の向上と安全確保</b>	<b>第3編</b>	<b>第2章</b>	<b>第3節</b>
<b>取 組 ・ 事 業</b>	<b>①消防学校における教育訓練の実施</b>			<b>火災予防計画</b>
<b>実 施 主 体</b>	<b>県</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>	

**【目 的】**

地域の防災力の中核を担う消防団員について、消防防災に関する知識・技術の習得や消防団の管理運営・活性化及び各種災害発生時の現場活動のあり方等の教育訓練を実施することにより、技術力の向上等を図る。

**【内 容】**

○消防学校において、次の各課程の消防団教育訓練を実施して、消防団員の技術の向上等を図る。

- ・基礎教育
- ・指揮幹部科分団指揮課程（26年度から実施）
- ・指揮幹部科現場指揮課程（29年度から実施予定）
- ・日本消防協会指導員教育
- ・女性消防団員教育
- ・現地教育（消防学校教官を派遣）

○公益財団法人秋田県消防協会に消防団員教養研修事業を委託し、消防団員の資質の向上を図る。

**<実施（予定）時期>**

平成28年度～平成32年度

**<計画実施前年度（平成27年度）実績>**

137名受講

<b>定 量 目 標</b>	<b>現 状</b>		<b>各 年 度 に お け る 目 標 値</b>				
	<b>H 2 6</b>	<b>H 2 7</b>	<b>H 2 8</b>	<b>H 2 9</b>	<b>H 3 0</b>	<b>H 3 1</b>	<b>H 3 2</b>
消防団員の消防学校教育訓練受講者数	128	137	140	160	160	160	160

**【防災・減災の効果】**

消防学校における教育訓練を受講することにより、専門的な知識と技術の向上が図られ、災害時等に自らの安全確保を含めた適切な救助活動等の消防活動を実施することができる。

<b>基 本 目 標</b>	<b>2. 消防団の充実・強化</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施 策</b>	<b>(2) 消防団の技術力の向上と安全確保</b>	<b>第4編</b>	<b>第2章</b>	<b>第2節</b>
<b>取 組 ・ 事 業</b>	<b>②津波災害時の団員の安全確保</b>			<b>避難体制整備計画</b>
<b>実 施 主 体</b>	<b>市町村</b>	<b>県の担当部局</b>		<b>総務部総合防災課</b>

**【目 的】**

津波災害時において、消防団が安全に活動できるよう、「消防団活動安全管理マニュアル」を策定し、消防団員の安全を確保する。

**【内 容】**

○津波災害時の消防団活動安全管理マニュアルを策定する。また、安全管理マニュアル策定後は、当該マニュアルに基づく研修・訓練等を継続的に実施する。

**<実施（予定）時期>**

平成24年度～平成32年度

**<計画実施前年度（平成27年度）実績>**

安全管理マニュアルの策定が必要な8市町（※）すべてで27年9月末までに策定済み。

※秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、三種町、八峰町

<b>定 量 目 標</b>	<b>現 状</b>		<b>各 年 度 に お け る 目 標 値</b>					
	<b>H 2 6</b>	<b>H 2 7</b>	<b>H 2 8</b>	<b>H 2 9</b>	<b>H 3 0</b>	<b>H 3 1</b>	<b>H 3 2</b>	
津波災害時の消防団活動 安全管理マニュアル策定済み 市町村数	5	8						


**【防災・減災の効果】**

安全管理マニュアルを策定し、当該マニュアルにより消防団活動を実施することで、消防団員の津波災害時の安全が確保され、消防団活動を継続して行うことができる。

